

仕様書

第1 件名

国際金融機能誘致に係るビジネスマッチングイベント等業務委託

第2 目的

福岡県（以下「県」という。）の国際金融機能誘致を促進するため、国内外の投資家や FinTech 企業から見た「福岡・九州」が魅力的なビジネス創出の場となるよう、以下の業務を委託するもの。

- (1) 国内外の投資家（資産運用業者を含む）と地元企業等とのビジネスマッチング
- (2) 国内外の FinTech 企業と地元金融機関等とのビジネスマッチング

第3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

第4 委託費

6,620,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、本契約は、議会における当該契約に係る予算の成立を条件とするものであり、成立した予算の範囲内の委託契約金額をもって、令和6年4月1日を目途に確定し、契約する。

第5 業務実施体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体を統括するための責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

第6 業務内容

- (1) ビジネスマッチングイベント（名称：F CUBE INNOVATION 2024+個別商談）の実施

※F CUBE は Fukuoka×Finance×Future を表す

- ① 国内外の投資家や FinTech 企業と地元企業等とのビジネスマッチングイベントの開催及び個別商談の実施
- ② ビジネスマッチングイベントは1回以上開催すること
- ③ ビジネスマッチングイベントは原則ハイブリッド開催とすること
- ④ 国内外の投資家や FinTech 企業、地元企業等の発掘を行うこと
- ⑤ 海外投資家は15者以上、海外 FinTech 企業は5者以上とすること

※海外投資家・海外 FinTech 企業とは、外国・外資系企業のことをいう

- ⑥ 必要に応じて参加者の審査・選定を行うこと
- ⑦ 周知のための WEB サイト及びチラシ、ポスター等を日本語・英語の2言語で作

成し、周知を行うこと

※周知は、県の広報媒体（LINE、Twitter、Facebook、LinkedIn、県 HP、テレビ番組等）も使用可能（使用料無料）

- ⑧ 福岡県に対し、効果的な周知方法について助言を行うこと
 - ⑨ 商談を行う際は、秘密保持が担保できるようにし、同席及びファシリテーションを行うこと
 - ⑩ 個別商談の設定においては、参加者のニーズを事前にヒアリングする等、商談の成立確度が向上するよう工夫すること
 - ⑪ イベント終了後、参加者の誘致及び商談成立に繋がるフォローアップを実施すること
 - ⑫ イベントに関する問い合わせ先は受託事業者とすること
 - ⑬ イベント終了後、アンケートを実施すること
 - ⑭ イベント終了後、30日以内にアンケート結果及び当日参加者リスト（氏名、所属名、役職名、所属先所在地、メールアドレス、電話番号等）を含めた報告書を提出すること（電子データで提出）
- (2) 自由提案
- ① 「F CUBE INNOVATION 2024」以外に「第2 目的」を達成するため、新たな事業案があれば自由に提案することができる
- (3) その他
- ① 県と協議の上、国際金融機能誘致に係る他の業務や関係団体と連携すること
 - ② 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費（通訳含む）、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする
 - ③ 業務の進捗報告、その他必要な事項について県と意見交換を行う定期協議の場（オンライン可）を設定すること
 - ④ ③の議事録等、随時報告書の作成
 - ⑤ 本業務を総括する完了報告書を作成し、USB メモリーに保存し電子データで提出（報告書作成のために収集した基礎データも含む）
- なお、完了報告書の提出期限は令和7年3月31日とする

第7 知的財産権、使用权等

- (1) 納品された成果物に係る一切の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

第8 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、事前に県の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第9 契約の解除

県は、受託者が以下のいずれかに該当する場合、本委託契約を解除することができる。

- (1) 法令または契約に違反した場合
- (2) 虚偽の報告をした場合
- (3) 県の指示に従わなかった場合
- (4) 受託者の破産等、本業務を適正に実施することが困難であると県が判断した場合

第10 支払方法

- (1) 成果物等の検査完了後、受託者は県に請求書を提出する。
- (2) 県は、請求書を受け取り次第、速やかに支払い処理を行う。

第11 その他

- (1) 本業務にあたっては、関連する法令等を遵守し、公序良俗に反することの無いよう実施しなければならない。また個人情報の取り扱いについては、契約書別記保有個人情報取扱特記事項に従わなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、県と受託者は別途協議する。
- (3) 本業務を実施するための経費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者が本業務を実施するにあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた時は、受託者が当該損害賠償責任を負う。

第12 担当部署

福岡県企画・地域振興部総合政策課（国際金融機能形成推進班）

T E L : 092-643-3499

Email : int-finance@pref.fukuoka.lg.jp